

ぱあとなあ指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、市、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。サービス事業者の選定又は推薦にあたり、介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

2. 事業者の内容

事業所名	ぱあとなあ指定居宅介護支援事業所
所在地	〒012-0036 湯沢市字両神15番地1
事業者指定番号	秋田県 0570718312 号
管理者・連絡先	高橋 すえ TEL: 0183-72-8107 FAX: 0183-72-8108
サービス提供地域	湯沢市・羽後町・東成瀬村・横手市（十文字町・増田町）

3. 事業所の職員配置

管理者	1名（ぱあとなあ指定訪問介護事業所管理者と兼務）
介護支援専門員	専従2名
事務担当職員	1名（複合施設ぱあとなあ事務員と兼務）

4. 営業時間

午前8時15分～午後5時15分

※ 上記以外は営業していませんが、緊急時は電話相談が可能です。

5. サービスの内容

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業所との連携・調整
- ③サービス実施状況の評価
- ④利用者状態の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦相談業務

6. 利用料金

基本料金	要支援1・2の場合	<u>4,300円</u>
	要介護1・2の場合	<u>10,420円</u>
	要介護3・4・5の場合	<u>13,530円</u>

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※ 利用者の保険料滞納のため、法廷代理受領ができなくなった場合、要介護に応じて金額（一ヶ月当たり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行します。後日、湯沢市・羽後町・東成瀬村・横手市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

※ 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合、上記金額をいただく場合もあります。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡など必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった措置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知りえた利用者家族秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11. 苦情相談窓口

- 当事業所相談窓口 Tel : 0183-72-8107 FAX : 0183-72-8108
相談責任者 高橋 すえ
対応時間 午前8時15分～午後5時15分
- 湯沢市市民生活部福祉事務所介護保険班 Tel : 0183-73-2117
○秋田県国民健康保険団体連合会（国保連） Tel : 018-883-1550
○秋田県福祉サービス相談支援センター Tel : 018-864-2742
（秋田県運営適正化委員会）

※ 苦情処理第三者委員

遠藤金也 湯沢市岡田町9-12 Tel : 0183-73-0636
渡部タカ 湯沢市森嶽ノ下43 Tel : 0183-73-0909
内藤ユミ 湯沢市下院内字新馬場167-2 Tel : 0183-52-2837

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

12. 損害賠償について

サービス提供によりご利用者様に生じた損害について、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況などを斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。